

薬食発0430第2号  
平成25年4月30日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

薬事法(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第64号)が別添のとおり平成25年4月30日に公布されたので、貴職におかれでは、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

### 1. 指定薬物の指定

#### (1) 新たに指定された物質

次に掲げる27物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。



- ① N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ② N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ③ 1—アダマンチル (1—ペンチル—1 H—インドール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ④ 1—アダマンチル {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1 H—インドール—3—イル} メタノン及びその塩類
- ⑤ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(4—フルオロベンジル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑥ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑦ N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑧ 2—(エチルアミノ)—1—フェニルブタン—1—オン及びその塩類
- ⑨ キノリン—8—イル=1—ペンチル (1 H—インドール)—3—カルボキシラート及びその塩類
- ⑩ N, N—ジエチル—4—ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
- ⑪ 1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン及びその塩類
- ⑫ 2—(ジフェニルメチル) ピロリジン及びその塩類
- ⑬ 2—(ジメチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル) ブタン—1—オン及びその塩類
- ⑭ 2—(ジメチルアミノ)—1—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑮ ナフタレン—1—イル (1—ペンチル—1 H—ピロール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ⑯ 2—(ピロリジン—1—イル)—1—(チオフェン—2—イル) ペンタン—1—オン及びその塩類
- ⑰ 1—フェニル—2—(ピロリジン—1—イル) ブタン—1—オン及び

### その塩類

- ⑯ [5—(2—フルオロフェニル)—1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル] (ナフタレン—1—イル) メタノン及びその塩類
- ⑰ [1—(5—フルオロペンチル)—1H—インドール—3—イル] (ピリジン—3—イル) メタノン及びその塩類
- ⑱ 1—(4—ブロモフェニル)—2—(メチルアミノ) プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑲ 2—メチルアミノ—1—(チオフェン—2—イル) プロパン及びその塩類
- ⑳ 2—(メチルアミノ)—1—フェニルペンタン—1—オン及びその塩類
- ㉑ 2—(メチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル) ブタン—1—オン及びその塩類
- ㉒ 2—(メチルアミノ)—1—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) ペンタシ—1—オン及びその塩類
- ㉓ 5, 6—メチレンジオキシインダン—2—アミン及びその塩類
- ㉔ 1—(4—メトキシフェニル)—2—(ジメチルアミノ) プロパン—1—オン及びその塩類
- ㉕ (2—ヨード—5—ニトロフェニル) {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1H—インドール—3—イル} メタノン及びその塩類

※上記27物質のうち、⑯及び㉕の2物質は、海外で流通が確認されているが国内での流通は確認されていない物質である。

### (2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

## 2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2—(ジフェニルメチル) ピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ナフタレンー1—イル (1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル) メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
(2—ヨード—5—ニトロフェニル) {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1H—インドール—3—イル} メタノン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

(6) (1)から(5)までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に

に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年4月30日）から起算して30日を経過した日  
(平成25年5月30日) から施行すること。



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

官報 次

〔省令〕

〔告示〕

- 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(厚生労働六四)

- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第一項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件を廃止する件(同二〇五)
- 經濟上の連携に関する日本国と印度ネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件(法務一六五)
- 經濟上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六七)
- 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同一六八)
- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇一)
- 電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二〇三)
- 租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件(同二〇四)
- 平成二十五年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件(同七三)
- 平成二十五年度特別支援学校教員資格認定試験を実施する件(同七四)
- 肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産一四三六)
- 輸入業者の住所の変更に係る届出があつた件(同一四三七)
- 肥料の登録を失効した件(同一四三八)

〔叙位・叙勲〕

〔褒賞〕

〔資料〕

国庫歳入歳出状況(平成二十四年度平成二十五年二月分)(財務省)

〔公告〕

〔諸事項〕

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産・免責・再生関係

特殊法人等

- 社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の出入国管理上の取扱いに関する指針の一部を改正する件(同二〇九)
- 平成二十四年四月十八日にベトナムに規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件第二項第七号の規定に基づき、総務大臣の行う証明に関する手続を定める件(同二〇三)
- 租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定の適用を受ける減価償却資産を定める件(同二〇四)
- 平成二十五年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件(文部科学七一)

地方公共団体  
試験を実施する件(同七三)  
会社その他の  
会社決算公告

行旅死亡人関係

吉

吉



第二条第五号の表中ジフェニルする物の項の次に次のように加える

の塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のよ  
H-ヒドロキシカルボメチルヒドロキシカルボメチル  
ナフタレン-1-イル(1-ペンチル)-1-  
類及びこれらを含有する物  
第二条第五号の表中一(四)ヨード-2-五

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途  
学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、他人の身体に使用する場合以外を除き、かかる場合に限る。）

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。  
附 則  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。  
この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

過した日から施行する。

○総務省告示第二百一号  
電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、施設整備事業を進めるための基本的な指針（平成二十三年総務省告示第四百号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表する。  
平成二十五年四月三十日

○総務省告示第二百二号  
基づき  
画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件) の一部を次のように改正する。  
平成二十五年四月三十日

(x) サーバー用の電子計算機(東京圏(多極分散型)国土形成促進法(昭和六十三年法律第八  
十三条)第(二十一)条第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。)以外の地域における自  
の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受け自  
の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行ふ事業のための施設(以下「特  
定情報通信事業施設」という。)に設置されるものに限る。)のうち、東京圏における特定情報  
通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ  
災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用  
に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供す  
る事業の用に供するもの  
如) ルーター又はスイッチのうち、(x)に掲げる電気通信設備を設置する計画と同一の計画に  
基づき特定情報通信事業施設に設置されるもの

## 一、2 実施計画の認定の申請

アようとする者は、様式第七号の申請書にて、次に掲げる書類(2)から

(3)(2)(一)

(3) 当該電気通信設備を設置する自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行ふ事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行ふ事業のための施設(以下「特定情報通信事業施設」という。)の所在地が確証できる書類

給務大臣臨時代理  
國務大臣 稲田 朋善

務大臣臨時代理  
國務大臣 稲田 朋善

總務大臣臨時代理  
國務大臣 稲田朋美

美

告

示

(1) 要件を満たすものでなければならぬ。

(2) サーバー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるも

の当該情報、かつ、災害事故その他の事情により当該情報が喪失

する場合において、当該情報の復製

して顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

(ii) 非常用電源装置及びルータ又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを

満たすものでなければならない。

(1) 設定をするに当たり、当該実施計画により整備される基本指針(2) に

する電気通信設備は、次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、

(1) 要件を満たすものでなければならぬ。

(2) 東京圏における特定情報通信事業施設に設置されるも

の当該情報、かつ、災害事故その他の事情により当該情報が喪失

する場合において、当該情報の復製

して顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

(3) 非常用電源装置及びルータ又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを

満たすものでなければならない。

(1) 要件を満たすものでなければならない。

(2) サーバー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii) 東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された情報の複製物を保管し、かつて災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

非常用電源装置及びルーター又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

### 三 実施計画の変更に係る認定の申請

又けようとする者は、様式第十号の申請書に実施計画の変更理由第一号イの(1)から(4)までに掲げる書類を添えて提出するも

□ 基本指針第2二(1)に掲げる電気通信設備を設置する実施計画の変更については、法第五条第三項において準用する法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、第一号ロの規定を準用する

二六中「施設名」を「整備施設」に改め、同2に次のように加える。  
七 法第五条第三項に規定する認定計画に係る信頼性向上施設整備

事業を実施する者は、当該認定

及びこれと同時に設置される電気通信設備<sup>（基本指針2-1）</sup>は揚げておきの非常用電源装置<sup>（以下「取扱い方」）</sup>を設置若しくは建設等<sup>（以下「設置」）</sup>するに際する事項について、総務大臣の定めるところにより総務大臣の許可を受けることとする。

(1) 証明を受けることができる。当該サービス用の電子計算機及びこれと同時に設置される電気通信設備が、当該認定計画に適合する旨の認定を受けたもの。

の電子計算機、非常用電源装置及びルーター又はスイッチ（以下この号において「サーバー用電子計算機等」という。）の取得価額の合計額の当該一の生産等設備を構成する減価償却資産

（二）税額が行方不明のものに占める割合が百分の一以上以上のもの。（当該サーバー用の電子計算機の又は販賣の合計額が五百億円未満のものを除く。）であること。

六四中一橫，上第十四是，左一橫，上第十五是。同上。